

安比地熱株式会社「安比地熱発電所（仮称）設置計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成 2 8 年 1 月 7 日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 3 条の 6 の規定に基づき、安比地熱株式会社「安比地熱発電所（仮称）設置計画計画段階環境配慮書」について、安比地熱株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県八幡平市
原動力の種類：地熱
出 力：1 5, 0 0 0キロワット級

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成 2 8 年 1 月 7 日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：0 3－3 5 0 1－1 7 4 2（直通）

**安比地熱株式会社「安比地熱発電所（仮称）設置計画
計画段階環境配慮書」に対する意見**

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに地熱発電設備及び附帯設備（以下「地熱発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、反映させること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 地熱貯留層や温泉といった地下資源、冷却塔から排出される蒸気や硫化水素による植物への影響を含めて、地熱発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価を行い、また環境保全措置の実施を検討するに当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。
- (4) 施設供用後に、生産井又は還元井の機能低下による、補充井の掘削が想定されており、それに伴う追加的な環境影響が懸念される。そのため、当初設置する生産井や還元井は、できる限り長く維持し、施設供用後の補充井の掘削及び附帯設備の増設等が最小限となるよう事業内容を検討すること。

2. 各論

(1) 温泉について

事業実施想定区域周辺には既設温泉が位置していることから、本事業の実施による既設温泉への影響について、既設温泉の環境監視と併せて適切に調査・予測及び評価を行い、その結果、既設温泉への影響が懸念される場合には、必要に応じて環境保全措置を講じ、既設温泉への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 植物について

事業実施想定区域及び周辺には特定植物群落に指定されているオオシラビソ群落等の自然度の高い植生が存在しており、本事業の実施により、事業実施想定区域内の植生への改変による影響、事業実施想定区域周辺の樹木への冷却塔

から排出される蒸気による着氷被害及び事業実施想定区域周辺の植生への冷却塔から排出される硫化水素による影響が懸念される。

このため、当該区域における地熱発電設備等の配置等の検討に当たっては、植生に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、オオシラビソ群落の改変を原則として回避すること。さらに、それ以外の自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減するため、地熱発電設備等の設置に伴う地形改変が最小となるよう配慮すること。加えて、事業実施想定区域周辺の植生への影響が懸念される場合には、必要に応じて環境保全措置を講じ、周辺植生への影響を回避又は極力低減すること。

以上